

社会福祉法人若葉福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事・監事の報酬等)

第3条 理事・監事に対して各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、支給することができる。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議委員会出席報酬	5,000円

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任 委員会報酬	5,000円

4 役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは交通費の実費を支払うことができる。

(役員等勤務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が施設職員を兼ねる場合は、支払わないものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業

務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	
		近隣地出張	遠隔地出張 (往復 100 k m 以上)
実 費	2 万円以内の実費	3,000 円	5,000 円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 6 月評議員会より適用する。

この規程は、令和 5 年 6 月評議員会より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (日額)	5,000 円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 (日額)	5,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 (日額)	5,000 円	